

選定委員会運営要領

選定委員会運営規程第9条の規定に基づき、選定委員会運営要領を次のとおり定める。

(専門委員会主査)

- 第1条 選定委員会委員長は、選定委員会の了承を得て、専門委員会の構成員の中から専門委員会主査を指名する。
- 2 専門委員会主査は、専門委員会の会務を掌理し、専門委員会を代表する。
 - 3 専門委員会主査は、必要に応じ選定委員会に出席し、選定委員会の求めに応じてその意見を言うことができる。

(専門委員会の招集)

- 第2条 専門委員会は、必要に応じて専門委員会の主査が招集する。

(専門委員会の議決)

- 第3条 専門委員会は、構成員現在数の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 2 前項による専門委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数の時は主査の決するところによる。

(専門委員会の運営事項)

- 第4条 この要領に定めるもののほか、運営に必要な事項は専門委員会において定める。

(その他検討会等)

- 第5条 選定委員会委員長は、選定委員会の了承を得て、選定委員会の審議の参考となる事項を検討するために選定委員会委員又は専門家等からなる検討会等を設けることができる。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。